十　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
十一　亜急性期入院医療管理料を算定する患者
十二　特殊疾患病棟入院料を算定する患者
十三　緩和ケア病棟入院料を算定する患者
十四　精神科救急入院料を算定する患者
十五　精神科救急・合併症入院料を算定する患者
十六　精神科急性期治療病棟入院料を算定する患者
十七　児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する患者
十八　精神療養病棟入院料を算定する患者
十九　一般病棟（一般病棟入院基本料（十三対一入院基本料又は十五対一入院基本料に限る。）を算定する病棟を除く。）に入院した日から起算して九十日を超えて入院している患者であって、医科点数表第1章第2部第1節一般病棟入院基本料の注8に規定する厚生労働大臣の定める状態等にあるもの
二十　一般病棟に入院した日から起算して九十日を超えて入院している患者であって、医科点数表第1章第2部第1節一般病棟入院基本料の注13の規定により療養病棟入院基本料1の例により算定している患者
二十一　認知症治療病棟入院料を算定している患者
二十二　短期滞在手術基本料1を算定している患者

別表第三　看護配置基準の計算対象としない治療室、病室又は専用施設

一　救命救急入院料に係る治療室
二　特定集中治療室管理料に係る治療室
三　ハイケアユニット入院医療管理料に係る治療室
四　脳卒中ケアユニット入院医療管理料に係る治療室
五　小児特定集中治療室管理料に係る治療室
六　新生児特定集中治療室管理料に係る治療室
七　総合周産期特定集中治療室管理料に係る治療室
八　新生児治療回復室入院医療管理料に係る治療室
九　一類感染症患者入院医療管理料に係る治療室
十　短期滞在手術基本料1に係る回復室
十一　外来化学療法加算に係る専用施設

別表第四　厚生労働大臣が定める状態等にある患者

一　難病患者等入院診療加算を算定する患者
二　重症者等療養環境特別加算を算定する患者
三　重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
四　悪性新生物に対する治療（重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。）を実施している状態にある患者
五　観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者
六　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を実施している状態にある患者（患者の入院の日から起算して百八十日までの間に限る。）
七　ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者
八　頻回に喀痰吸引及び干渉低周波去痰器による喀痰排出を実施している状態にある患者
九　人工呼吸器を使用している状態にある患者
十　人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態にある患者
十一　全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。）にある患者
十二　前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者

別表第五　特定入院基本料、療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない薬剤及び注射薬

一　これらに含まれる画像診断
　写真診断（単純撮影（エックス線診断料に係るものに限る。）に限る。）
　撮影（単純撮影（エックス線診断料に係るものに限る。）に限る。）
二　これらに含まれる処置
　創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）
　喀痰吸引
　摘便
　酸素吸入
　酸素テント
　皮膚科軟膏処置
　膀胱洗浄
　留置カテーテル設置
　導尿
　膣洗浄
　眼処置
　耳処置
　耳管処置
　鼻処置
　口腔、咽頭処置
　間接喉頭鏡下喉頭処置
　ネブライザー
　超音波ネブライザー
　介達牽引
　消炎鎮痛等処置
　鼻腔栄養
　長期療養患者褥瘡等処置
三　これらに含まれない薬剤（特定入院基本料に係る場合を除く。）
　抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）及び疼痛コントロールのための医療用麻薬
四　これらに含まれない注射薬（特定入院基本料に係る場合を除く。）
　抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）、エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）、ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）及び疼痛コントロールのための医療用麻薬